

旭医大達第104号
令和8年10月14日

国立大学法人旭川医科大学公益通報者保護規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 裕 司

国立大学法人旭川医科大学公益通報者保護規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学公益通報者保護規程（平成19年旭医大達第72号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(通報対象事実)	(通報対象事実)
第2条 この規程における「通報対象事実」とは、次に掲げるものとする。	第2条 この規程における「通報対象事実」とは、次に掲げるものとする。
(1) 法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実及び最終的に犯罪行為につながる法令違反行為の事実	(1) 法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実及び最終的に犯罪行為につながる法令違反行為の事実
(2) 本学の諸規定に違反し、又は違反するおそれのある行為の事実	(2) 本学の諸規定に違反し、又は違反するおそれのある行為の事実
<u>（公益通報総括責任者）</u>	
<u>第2条の2 本学に公益通報に係る業務を総括するため、公益通報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則第5条に規定するコンプライアンス総括責任者をもって充てる。</u> （新設）	
<u>2 総括責任者は、本学における通報者等の保護に関する事務を総括する。</u> （新設）	
（公益通報等窓口）	（公益通報等窓口）

第3条 本学における公益通報等に対応するため、総務課（以下「内部窓口」という。）及び本学が業務委託した法律事務所（以下「外部窓口」という。）に通報・相談窓口を置く。

2 前項の通報・相談窓口に、次に掲げる担当者を置く。

(1) 内部窓口 総務課長

(2) 外部窓口 前項で業務委託された法律事務所所属の弁護士

3 通報窓口の担当者以外の職員が公益通報等を受けたときは、速やかに当該公益通報者等に対し通報・相談窓口で公益通報等を行うように助言しなければならない。

4 通報・相談窓口は、公益通報体制に関する質問等や、公益通報に関連する不利益な取扱いに関する相談に対応するものとする。（新設）

（公益通報等の方法）

第4条 公益通報等の方法は、原則として文書、電子メール又はファックスで行うものとする。ただし、書面で行うことができない特段の事由があるときは、電話又は口頭で行うこともできる。

2 通報・相談窓口担当者は、公益通報者等に対し、通報対象事実を裏付ける証拠の提出を求めるものとする。

（公益通報対応業務従事者の指定）

第5条 公益通報等の受理、調査及び是正に係る業務等を行う者は、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として指定する。従事者は通報・相談窓口の担当者、関連委員会委員及び庶務担当者に限らず、必要が生じた都度従事者として指定される。

2 総括責任者は従事者を指定し、別紙様式1により当人に通知する。

（公益通報の受理等）

第6条 公益通報は、原則として、公益通報者の氏名を明らかにし、法令違反行為等を行った、行っている又は行おうとしている者及びその内容が具体的であるもの（別記様式2に記載し提出されたもの

第3条 本学における公益通報等に対応するため、総務課（以下「内部窓口」という。）及び本学が業務委託した法律事務所（以下「外部窓口」という。）に通報・相談窓口を置く。

2 前項の通報・相談窓口に、次に掲げる担当者を置く。

(1) 内部窓口 総務課長

(2) 外部窓口 前項で業務委託された法律事務所所属の弁護士

3 通報窓口の担当者以外の職員が公益通報等を受けたときは、速やかに当該公益通報者等に対し通報・相談窓口で公益通報等を行うように助言しなければならない。

（公益通報等の方法）

第4条 公益通報等の方法は、原則として文書、電子メール又はファックスで行うものとする。ただし、書面で行うことができない特段の事由があるときは、電話又は口頭で行うこともできる。

2 通報・相談窓口担当者は、公益通報者等に対し、通報対象事実を裏付ける証拠の提出を求めるものとする。

（公益通報対応業務従事者の指定）

第5条 公益通報等の受理、調査及び是正に係る業務等を行う者は、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として指定する。従事者は通報・相談窓口の担当者、関連委員会委員及び庶務担当者に限らず、必要が生じた都度従事者として指定される。

2 学長は従事者を指定し、別紙様式1により当人に通知する。

（公益通報の受理等）

第6条 公益通報は、原則として、公益通報者の氏名を明らかにし、法令違反行為等を行った、行っている又は行おうとしている者及びその内容が具体的であるもの（別記様式2に記載し提出されたもの

又は通報内容が別記様式2の項目を満たすもの) を受理するものとする。

- 2 総務課長は、公益通報を受理したときは、総括責任者へ報告するものとする。
- 3 総括責任者は前項の報告を受けたときは、速やかに公益通報者に通報を受理した旨を通知するとともに、学長に報告するものとする。
- 4 第3条第3項、第4条及び前3項に規定する取扱いは、匿名による公益通報等に準用する。ただし、連絡先が知れない公益通報者への通知は、この限りでない。

(氏名等の秘匿を希望した場合の公益通報者)

第7条 公益通報者等の希望により、第3条第2項に掲げる者以外の者に氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

- 2 第6条第4項に規定する公益通報を行った者は、氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別できる事項を明らかにしている場合には、その希望により、当該公益通報を受けた者及び第3条第2項に掲げる者以外の者に氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

(事案関与の制限)

第8条 公益通報等の事案に関係すると認められる役職員は、通報・相談窓口、調査、評価、その他当該事案の処理に関与することができない。

- 2 学長が前項に該当する場合には、総括責任者がその任務を代行する。

3 総括責任者が第1項に該当する場合には、学長が指名する理事がその任務を代行する。(新設)

- 4 総務課長が第1項に該当する場合には、総務課長補佐又は文書法規

又は通報内容が別記様式2の項目を満たすもの) を受理するものとする。

- 2 総務課長は、公益通報を受理したときは、学長へ報告するものとする。
- 3 学長は前項の報告を受けたときは、速やかに公益通報者に通報を受理した旨を通知する。
- 4 第3条第3項、第4条及び前3項に規定する取扱いは、匿名による公益通報等に準用する。ただし、連絡先が知れない公益通報者への通知は、この限りでない。

(氏名等の秘匿を希望した場合の公益通報者)

第7条 公益通報者等の希望により、第3条第2項に掲げる者以外の者に氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

- 2 第6条第4項に規定する公益通報を行った者は、氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別できる事項を明らかにしている場合には、その希望により、当該公益通報を受けた者及び第3条第2項に掲げる者以外の者に氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

(事案関与の制限)

第8条 公益通報等の事案に関係すると認められる役職員は、通報・相談窓口、調査、評価、その他当該事案の処理に関与することができない。

- 2 学長が前項に該当する場合には、国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則第5条に定めるコンプライアンス総括責任者がその任務を代行する。

- 3 総務課長が第1項に該当する場合には、総務課長補佐又は文書法規

係長がその任務を代行する。

(調査)

第9条 **総括責任者**は、第6条第2項に規定する報告を受けたときは、通報対象事実の有無を判断するため、直ちに、公益通報調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員を指名し、調査を命じるものとする。

2 本学諸規定違反に関する事案について、調査手続きが規定されているものについては当該規定に基づき取扱うものとする。

3 調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(評価)

第10条 **総括責任者**は、前条の調査の報告を受けたときは、速やかに公益通報評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員を指名し、評価を行わせるものとする。

2 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(結果の通知)

第11条 学長は、評価委員会の評価を踏まえ、当該公益通報の通報対象事実の有無を判断し、その結果を、当該公益通報者及び被公益通報者に対し、通知するものとする。この場合において、調査委員会の調査結果から、通報対象事実がないと判断した場合は、その理由を併せて通知するものとする。

(是正措置等)

第12条 学長は、第9条の調査及び第10条の評価の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のための必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

2 学長は、調査の結果、法令又は本学規則等に違反するなどの不正が明らかになったときは、当該不正に関与した本学の職員に対し、当該職員に適用される就業規則に基づく懲戒処分等を課することができる。

係長がその任務を代行する。

(調査)

第9条 **学長**は、第6条第2項に規定する報告を受けたときは、通報対象事実の有無を判断するため、直ちに、公益通報調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員を指名し、調査を命じるものとする。

2 本学諸規定違反に関する事案について、調査手続きが規定されているものについては当該規定に基づき取扱うものとする。

3 調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(評価)

第10条 **学長**は、前条の調査の報告を受けたときは、速やかに公益通報評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員を指名し、評価を行わせるものとする。

2 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(結果の通知)

第11条 学長は、評価委員会の評価を踏まえ、当該公益通報の通報対象事実の有無を判断し、その結果を、当該公益通報者及び被公益通報者に対し、通知するものとする。この場合において、調査委員会の調査結果から、通報対象事実がないと判断した場合は、その理由を併せて通知するものとする。

(是正措置等)

第12条 学長は、第9条の調査及び第10条の評価の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のための必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

2 学長は、調査の結果、法令又は本学規則等に違反するなどの不正が明らかになったときは、当該不正に関与した本学の職員に対し、当該職員に適用される就業規則に基づく懲戒処分等を課することができる。

3 学長は、前2項の措置を講じたときはその旨を、公益通報を受けた通報・相談窓口を通して、当該公益通報者に対して遅滞なく通知し、必要に応じて、関係行政機関等に対し、当該調査及び是正措置等に関し、報告を行うものとする。

4 学長は、必要に応じて、第1項の規定により講じた是正措置等が適切に機能していることを確認し、適切に機能していない場合には当該本調査の対象部局の長に対し是正措置等を講じることを改めて命じるものとする。（新設）

（被通報者等への配慮）

第13条 学長は、第11条及び前条第3項の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

（公益通報者の探索禁止）

第13条の2 本学の役員及び職員は、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査等が実施できない等のやむを得ない場合を除いて、公益通報者の探索を行ってはならない。（新設）

（協力義務）

第14条 公益通報等がされた事項に関して協力を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。

（守秘義務）

第15条 通報・相談窓口、通報窓口担当者、調査、評価、その他公益通報等の事案に関与した者及び従事者は、当該事案に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。従事者でなくなった後及び当該事案への関与が終了した後も同様とする。

（解雇の禁止）

第16条 学長は、第18条の場合を除き公益通報等を行ったことを理由

3 学長は、前2項の措置を講じたときはその旨を、公益通報を受けた通報・相談窓口を通して、当該公益通報者に対して遅滞なく通知し、必要に応じて、関係行政機関等に対し、当該調査及び是正措置等に関し、報告を行うものとする。

（被通報者等への配慮）

第13条 学長は、第12条及び前条第3項の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

（協力義務）

第14条 公益通報等がされた事項に関して協力を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。

（守秘義務）

第15条 通報・相談窓口、通報窓口担当者、調査、評価、その他公益通報等の事案に関与した者及び従事者は、当該事案に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。従事者でなくなった後及び当該事案への関与が終了した後も同様とする。

（解雇の禁止）

第16条 学長は、第18条の場合を除き公益通報等を行ったことを理由

として、公益通報者等に対し解雇（派遣契約その他の契約に基づき
本学の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）を行つては
ならない。

（不利益取扱いの禁止）

第17条 学長，その他の役員及び職員は，第18条の場合を除き，公益
通報等を行つたことを理由として，公益通報者等に対し不利益な取
扱いを行つてはならない。

2 学長は，第13条の2，第15条，第16条又は前項の規定に違反した事
実が判明した場合には，適切な救済及び回復の措置を講じ，又は当
該公益通報等の対象部局の長に対し適切な救済及び回復の措置を命
じるものとする。（新設）

（懲戒処分等）

第17条の2 学長は，第13条の2，第15条，第16条又は前条第1項の規
定に違反した事実が判明した場合には，当該違反行為に関与した役
員又は職員に対し，旭川医科大学職員懲戒規程(平成16年旭医大達第
168号)に基づく懲戒処分その他の適切な措置を講ずることができる。
（新設）

（略）

（制度の周知）

第20条 公益通報制度の適切な運用を確保するため，当該制度の仕組
み及び法令遵守の重要性について，職員等に対し周知するものとす
る。（新設）

2 公益通報者を特定させる事項の適切な取扱い及び秘密保持を確保
するため，公益通報対応業務従事者に対し，周知及び啓発をするも
のとする。（新設）

3 公益通報に関する運用実績の概要について，適正な業務の遂行及
び利害関係人の秘密，信用，名誉，プライバシー等の保護に支障が
ない範囲において，本学役職員に周知するものとする。（新設）

として、公益通報者等に対し解雇（派遣契約その他の契約に基づき
本学の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）を行つては
ならない。

（不利益取扱いの禁止）

第17条 学長，その他の役員及び職員は，第18条の場合を除き，公益
通報等を行つたことを理由として，公益通報者等に対し不利益な取
扱いを行つてはならない。

（略）

(評価・点検)

第21条 総括責任者は、公益通報対応体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて公益通報対応体制の改善を行うものとする。(新設)

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、公益通報の処理等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年10月14日から施行する。

【改正理由】

公益通報体制の適切かつ有効な実施を図るため、所要の改正を行うものである。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、公益通報の処理等に関し必要な事項は、学長が別に定める。